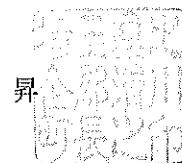


農地中間管理事業に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 25 日

滑川町長 吉 田



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西部土地改良地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	2 経営体
個人	8 経営体
集落営農	0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する方などは、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手に集積・集約化する。